

欧州連合司法裁判所（CJEU）、厳格責任の原則に基づく賠償制度に関する
EUエンフォースメント指令の解釈を判示

2024 年 2 月 9 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2024 年 1 月 11 日、フィンランド国内法による（欧州の複数の国で採用されている）厳格責任¹の原則に基づく賠償制度につき、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)に適合するか否かについて、フィンランド市場裁判所が付託した質問に対し、予備的判決を発出した。

予備的判決において、CJEU は、厳格責任の原則に基づき、暫定措置により被告に発生した損害について、被告自身はその損害に寄与していたか否かなどの状況を考慮した上で、裁判所がその賠償額を調整する権利を有することを定めている国内法は、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)に適合する旨を判示した。

過去、2019 年 9 月の CJEU による EU エンフォースメント指令第 9 条(7)の解釈に関する判決（[C-688/17](#)）は、厳格責任の原則に基づく賠償制度を定める国内法を否定したのではないかとの議論があったが、本判決により当該議論に対する結論が下されたと言える。

【以下、CJEU の予備的判決から抜粋】

＜本件の経緯＞

- ・ 2009 年 12 月 3 日、フィンランド特許登録庁が、フィンランドを指定国とする欧州特許（EP0915894）に基づき、HIV 感染者の治療を適応とする抗レトロウイルス薬の補充的保護証明書第 266 号（以下、「本件 SPC」という。）を、Gilead 社等に付与した（段落 13）。
- ・ 欧州特許第 [EP 0 915 894](#) 号は 2017 年 7 月 25 日に失効（段落 15）。
- ・ 2017 年 9 月 15 日、Gilead 社等は本件 SPC の侵害を理由として、フィンランド市場裁判所に提訴し、Mylan 社に対する暫定措置を申請した。Mylan 社は侵害訴訟と暫定措置の申請に反対し、2017 年 11 月 30 日、同裁判所に対し、本件 SPC の無効を求める訴訟を提起した（段落 16）。
- ・ 2017 年 12 月 21 日、フィンランド市場裁判所は、本件 SPC に基づく Gilead 社等の暫定措置の申請を支持し、Mylan 社に対し、500,000 ユーロの罰金を科すことを条件に本

¹ 本判決の段落 22 では、「無過失責任 (liability without fault)、すなわち厳格責任 (strict liability)」とされている。無過失責任とは、一般的に、権利者がその権利の行使によって相手方に損害を生じさせた場合に、故意又は過失がなかったとしても賠償する責任を負うもの。

件 SPC の有効期間中に後発医薬品の提供、上市、使用、および、これらの目的で後発医薬品を輸入、製造、保有することを禁止した。さらに、これらの措置は本案の決定が出るか、追って通知があるまで効力を有すると命じた（段落 17）。

- ・ 2019 年 4 月 11 日、上記暫定措置は Mylan 社の申請に基づき、フィンランド最高裁判所の命令により取り消された（段落 18）。
- ・ 2019 年 9 月 25 日、フィンランド市場裁判所の本件 SPC を無効である旨を判決。
- ・ 2020 年 11 月 13 日、フィンランド最高裁判所への Gilead 社等の上告が棄却され、同判決が確定した（段落 19）。
- ・ その後、Mylan 社はその後、本件の付託裁判所であるフィンランド市場裁判所に対し、その後無効であることが判明した本件 SPC に基づいて不必要に取得された暫定措置による損害賠償として、Gilead 社等が 2,367,854.99 ユーロに不履行利息を加算した額の賠償金を支払うよう命令を請求した（段落 20）。

<フィンランド市場裁判所での経緯>

- ・ 付託裁判所は、フィンランドの判例法および学説によれば、フィンランド訴訟手続法第 7 章第 11 項²は無過失責任、すなわち厳格責任の原則を規定していることを想起した。暫定措置の根拠となった知的財産権が後に無効であることが判明した場合、暫定措置を取得した者は賠償金を支払う義務がある（段落 22）。
- ・ そのため、付託裁判所は、訴訟手続法で言及されている場合を含め、フィンランドの確立した判例法によれば、被告自身が損害の発生を可能にした、または、損害を回避もしくは軽減するための合理的な措置を取らなかったため損害の発生に寄与したという理由で賠償額が減額される可能性があることに留意する（段落 23）。
- ・ さらに、付託裁判所は、フィンランドの法制度に見られる厳格責任の原則も、暫定措置を認める際に考慮されると指摘している。同裁判所によれば、このような措置が認められるためには、当該措置の根拠となる知的財産権が無効とされる可能性を評価する必要がある。発生するそれぞれの損失に関して、一方では、暫定措置の命令の対象者に生じる損失は、暫定措置が認められなかった場合に申立人に生じるであろう損失と比較衡量されるべきである（段落 24）。
- ・ 付託裁判所は、C-688/17 での解釈に照らして、厳格責任の原則に基づく賠償制度が EU エンフォースメント指令第 9 条 7 項に適合するかどうかという観点から、訴訟手続を停止し、予備的判決を得るために質問を CJEU への付託を決定（段落 25、26）。
- ・

<フィンランド市場裁判所から CJEU に付託された質問（段落 26）>

² （参考）Code of Judicial Procedure, Chapter 7, Precautionary measures, Section 11

An applicant who has unnecessarily resorted to a precautionary measure is liable to compensate the opposing party for the damage caused by the precautionary measure and its enforcement, and the expenses incurred.

https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1734/en17340004_20190812.pdf

(1) フィンランドで施行されているような厳格責任の原則に基づく賠償制度は、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)に適合するとみなされるか。

(2) 質問 (1) が否定的に回答された場合、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)に基づく賠償責任の本質は何か。その責任は過失、権利の濫用、またはその他の理由に基づく責任の一形態とみなされるのか。

(3) 質問 (2) に関して、責任の存在を評価する上でどのような状況を考慮に入れなければならないか。

(4) 特に、質問 (3) に関して、暫定措置が取得された時点で知られていた状況のみに基づいて評価を行わなければならないのか、それとも、例えば、暫定措置が取得された後に、その侵害の根拠とされた知的財産権が当初から無効であったことが判明した事実を考慮することは許されるのか。

<EU エンフォースメント指令の第 9 条(7)の解釈について>

- ・ 暫定措置は、EU エンフォースメント指令の前文 22 に記載されているとおり、防御権を遵守しつつ採用され、問題となっている事案の特徴に照らして相応のものであり、不当な申請によって被告に生じた費用と損害を賠償するために必要な保証を提供するものでなければならない（段落 28）。
- ・ EU エンフォースメント指令第 9 条(7)は、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって取り消された場合、若しくは失効した場合、又はその後知的財産権の侵害若しくは侵害のおそれがあったことが判明した場合、司法当局は、被告からの請求があれば、当該申立人に対し、当該措置によって被告に生じた損害に対する適切な賠償を提供するよう命じる権限を有すると規定している（段落 29）。
- ・ 暫定措置の請求が行われた際に司法当局は、この条項に規定された 3 つの条件が満たされているかどうかを調べる必要がある。第 1 に、暫定措置が申立人の作為又は不作為によって取り消されたか失効したか、又は申立人の知的財産権の侵害又は侵害のおそれがあったかを確認しなければならない。第 2 に、損害の存在を評価しなければならない。第 3 に、当該損害と当該措置との間に因果関係があるかどうかを判断しなければならない。ただし、同条項はこれらの条件の中に、暫定措置の申立人側の過失の存在については言及していないことに留意すべきである（段落 30、31）。
- ・ 暫定措置の結果として被告が被った損害の賠償を受ける権利に関して、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)の文言は、本質的に TRIPS 協定第 50 条(7)の文言に相当する。同協定は第 1 条(1)において、世界貿易機関（WTO）の加盟国は自国の法制度と慣行の中で同協定の規定を実施する適切な方法を自由に決定できると明示している（段落 34）。
- ・ したがって、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)は、TRIPS 協定第 50 条(7)に照らして読むと、知的財産権の行使に関する最低基準を定める一方、原則として、厳格責任や過失責任の原則を場合によって選択する自由裁量を加盟国に残していると解釈され

なければならない（段落 36）。

<C-688/17 について>

- ・ C-688/17 では、裁判所は、暫定措置の対象となった被告が、その措置の根拠となった特許が後に無効であることが判明したとしても、その損失を回避または軽減しようとする者にとって一般的に期待される行動をとらなかった場合、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)に基づき、国内法がその賠償を拒否することは原則として妨げられないと判示した（段落 37）。
- ・ 同判決では、EU エンフォースメント指令第 9 条(7)が暫定措置の申請者側に過失がある場合にのみ被告に支払われる賠償金を規定していると推論することはできず、申請者が被告に適切な賠償金、すなわち、それらの状況に照らして正当化される賠償金の支払いを命じられるべきかどうかを決定するためには、司法当局が目の前の事件の特定の状況を評価する必要があることを司法当局に喚起することを意図しているに過ぎない（段落 38）。

<予備的判決等>

- ・ 賠償を認める管轄の国内裁判所の権限は厳密には EU エンフォースメント指令第 9 条(7)の規定に従うが、特定の事案で条件が満たされたとしても、裁判所が自動的に、そしていかなる場合にも、暫定措置の結果として被告が被った損害の賠償を申請者に命じる義務があることを意味するものではない（段落 39）。
- ・ 本案で争点となっている国内法の下では、不必要または根拠のない暫定措置を取得した申請人は、暫定措置とその執行によって生じた損失、およびそのために要した費用を被告に賠償しなければならない。したがって、このような法律において、申請者に過失がある必要はなく、暫定措置を申請する者は、その措置の根拠となった知的財産権が後に無効であることが判明した場合、その措置によって生じた損害を補填するために損害賠償金を支払う必要がある。そうであるとしても、国内判例によれば、被告自身が損害の発生を可能にした場合、または損害を回避もしくは軽減するための合理的な措置を取らなかったために損害の発生に寄与した場合には、賠償額は減額される可能性がある（段落 43）。
- ・ 質問（2）～（4）は、質問（1）に対する回答が否定的だった場合にのみ回答が求められているものであるから、質問（1）の回答に鑑みて、これら質問に回答する必要はない（段落 52）。

以上に照らして、付託された質問への回答として、CJEU は、

EU エンフォースメント指令第 9 条(7)は、知的財産権の行使を妨げるものではないと解釈されなければならない、同項における暫定措置によって生じたいかなる損害に対しての賠償の仕組みを、厳格責任の原則に基づき、裁判所が、被告が当該損害の発生に寄与してい

たか否かを含む状況を考慮して、損害賠償額を調整する権利を有することを定める国内法を妨げるものではないと解釈されなければならない、との判決を下した。

【以下、関連条文の仮訳等】

＜EU エンフォースメント指令の関連条文の参考仮訳³＞

前文 22

また、防御権を尊重し、当該事件の特性に適切な暫定措置の比例性を確保し、かつ、場合次第で不当な要請により被告側に生じた費用および損害を担保する保証を提供しながらも、本案判決を待つことなしに侵害の即刻停止のための暫定措置を規定することも、必要不可欠である。かかる手段は、遅延により知的財産権の所有者が回復不能の損害を被るような場合には、特に正当化される。

第9条 暫定措置及び予防措置

1. ～6. (略)

7. 暫定措置が撤回された場合、または申立人による作為もしくは不作為により失効した場合、または後に知的財産権の侵害もしくは侵害のおそれが存在しなかったと事実認定された場合には、司法当局は、申立人に対し、被告の依頼に応じ、当該措置により引き起こされたいかなる損害についても被告に適切な賠償を提供するよう命令する権限を有するものとする。

＜TRIPS 協定の参考仮訳⁴＞

第1条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) 、(3) 略

第50条

(1) ～(6) 略

(7) 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 略

³ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9597429/www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001_7.pdf

⁴ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>

－ CJEU の判決は、以下参照 －

[JUDGMENT OF THE COURT \(Third Chamber\) 11 January 2024](#)

－ EU エンフォースメント指令は、以下参照 －

[Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights](#)

(以上)